

特定非営利活動法人 ふんやのつかさ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふんやのつかさと称する。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中区に置く。必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者等様々な社会的不利な状態で生活している人に対して、住み慣れた地域で心豊かに暮らしてもらうために、介護支援活動等を行う。更に子育て層から高齢者までが共に手を携えて暮らしていけるように、コミュニティーの形成の発信をして行くこと等で、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5)地域安全活動
- (6)子どもの健全育成を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業、介護保険法に基づく第1号訪問事業、介護保険法に基づく第1号通所事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービ

ス事業、地域生活支援事業、特定相談支援事業及び一般相談支援事業

(3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)及び障害児相談支援事業

(4) 医療及び介護の予防に関する啓発事業

(5) 医療及び介護の予防に関する調査研究事業

(6) 健康運動施設の運営事業

(7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない

1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2) 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき及び会員である団体が解散したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2)理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2)理事長及び副理事長は、理事会においてその理事の互選により定める。
- 3)役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4)法第20条各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることはできない。
- 5)監事は、理事会において選任し、総会で報告する。
- 6)監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2)副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときには、あらかじめ理事長が指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 3)理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4)監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告

をすること。

(4)前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2)補欠のため又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3)役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を負わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け取ることができる。

2)役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3)前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局等)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2)事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3)事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

4)この法人に、顧問を置くことができる。顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任免する。

5)顧問は、理事長の諮問に応じ、助言をすることができる。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

2)理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)会員の除名

(5)監事の選任及び解任、職務及び報酬

(6)事業報告及び決算

(7)資産の管理の方法

(8)その他運営に関する重要事項

2)理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

(1)総会に付すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2)臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3)理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会及び理事会は、理事長が招集する。

2)理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3)総会及び理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に定める規則による。

(議長)

第27条 総会の議長は出席した正会員のうちから理事長が指名し、理事会の議長は出席した理事のうちから理事長が指名する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2)理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会及び理事会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2)総会及び理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。

2)やむをえない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法(電子メール)をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3)前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第43条の適用については、総会及び理事会に出席したものとみなす。

4)議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

(1)目的及び場所

(2)構成員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法(電子メール)による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2)議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計の原則は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の承認を受け、総会の議決を経なければならない。

2)決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な場合を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取り消し

2)前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3)第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、法第

11 条第3項 に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 雑則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の成立当初の役員は、次に掲げるものとする。

役 名	氏 名
理事長	布目 洋子
副理事長	有馬 紀子
副理事長	高嶺 里代
理 事	山本 九美子
監 事	田中 達男
3. この法人の成立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、平成15年6月30日までとする。
4. この法人の成立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の成立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
6. この法人の成立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員	入会金	なし	年会費	3,000 円
(2)賛助会員	入会金	3,000 円	年会費	なし

附則 この定款は、平成 30 年 8 月 24 日より施行する。

附則 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(令和 年 月 日)から施行する。

特定非営利活動法人ふんやのつかさ

令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

認知症患者の増加はどの地域・家族にとっても大きな問題である。少しでも認知症の発症を遅らせることができれば、本人・家族共に負担が抑えられる。また介護保険費用や医療費の抑制にもつながる。

各連携機関と協力し、論文等で報告のある多方面からのアプローチ（共生農法、食事、運動等）を行い、その効果を検証する。また少しでも早く危険因子を改善することで健康寿命の延伸に寄与する。

また、障害等が孤立を防ぎ、人・社会と快い繋がりを持ちながら、人としての尊厳を持って生活していくために、相談支援事業を適切に受けられることにより、安心安定した生活の維持に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 総費用 15,815 (単位：千円)
第5条(1)				今年度は実施せず
第5条(2)	障害者の障害福祉サービス利用に関する計画相談 新規プラン作成・モニタリング・事業所との連携 家族サポート等	(A)令和7年7月1日～ 令和8年3月31日 (B)名古屋市 (C)2名	(D) 障害者 (E) 25名	235
第5条(3)	障害児の障害福祉サービス利用に関する計画相談 新規プラン作成・モニタリング・事業所との連携 家族サポート等	(A)令和7年7月1日～ 令和8年3月31日 (B)名古屋市 (C)2名	(D) 障害児 (E) 20名	180

第5条(4)	認知症予防教室	(A) 2025 年 10 月 1 日 ～毎月 1 回 (B) 名古屋市 (C) 2 名	(D) 高齢者・一般市 民 (E) 70 名	200
第5条(5)	①MCI と診断された方に共生 農法・食事・運動等のアプロ ーチを行い、認知機能の改善に 関する研究と結果の公表 ②健康チェックアプリの開発 ③他社開発の機器の実証実験 への協力	① (A) 2025 年 4 月～1 年間 (B) 大阪市内 (C) 5 名 ② (A) 2025 年 10 月～ 2026 年 3 月 31 日 (B) 名古屋市内 (C) 2 名 ③ (A) 2025 年 9 月～半 年間 (B) 名古屋市内 (C) 3 名	① (D) 軽度認知症の 方・高齢者 (E) 100 名 ② (D) 中区民 (E) 1000 名 ③ (D) 介護事業者 (E) 2 社	15,200
第5条(6)				今年度は実施せず

特定非営利活動法人ふんやのつかさ
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

認知症患者の増加はどの地域・家族にとっても大きな問題である。少しでも認知症の発症を遅らせることができれば、本人・家族共に負担が抑えられる。また介護保険費用や医療費の抑制にもつながる。

各連携機関と協力し、論文等で報告のある多方面からのアプローチ（共生農法、食事、運動等）を行い、その効果を検証する。また少しでも早く危険因子を改善することで健康寿命の延伸に寄与する。

また、障害者・児、家族が孤立することなく、人・社会と快い繋がりを持ちながら、人としての尊厳を持った生活を継続していくことを目指す。そのために相談支援事業を適切に利用して、傍らに支える人のいることを感じてもらうことから、安心安定した生活の維持に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 総費用 4,220 (単位：千円)
第5条(1)	地域密着型介護予防サービス事業所の開設準備 (公園等における朝体操を実施・継続し地域の方のニーズを把握する)	(A) 2026 年 10 月より 週 1 回 (B) 中区鶴舞の公園・レソナルーム (C) 2 名	(D) 高齢者 (E) 30 名	50
第5条(2)	障害者の障害福祉サービス利用に関しての計画相談 新規プラン作成・モニタリング・事業所との連携 家族サポート等	(A) 令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日 (B) 名古屋市 (C) 2 名	(D) 障害者 (E) 30 名	600
第5条(3)	障害児の障害福祉サービス利用に関しての計画相談 新規プラン作成・モニタリング・事業所との連携 家族サポート等	(A) 令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日 (B) 名古屋市 (C) 2 名	(D) 障害児 (E) 30 名	580

第5条(4)	① 認知症予防教室 ②前年度実施の認知機能の改善に関する研究と結果に基づくセミナーの実施	① (A) 2026年4月1日 ～毎月1回 (B) 名古屋市 (C) 2名 ② (A) 2026年4月1日 ～年に2回 (B) 愛知県内 (C) 2名	① (D) 高齢者・一般市民 (E) 70名 ② (D) 高齢者・一般市民・事業関係者 (E) 100名	690
第5条(5)	前年度 第5条(5) MCIと診断された方へのアプローチにより得られた結果をホームページ・論文等で発表する。	(A) 2026年4月1日～ 1年間 (B) 全国 (C) 2名	(D) 医療介護に係る方高齢者 (E) できるだけ多数	300
第5条(6)	地域住民全般を対象とした健康運動教室の運営	(A) 2026年8月1日～ 随時 (B) 名古屋市 (C) 1名	(D) 高齢者・一般市民 (E) 50名	2,000

活動予算書

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	100,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	13,000,000	13,000,000	
4. 事業収益			
定款第5条(1)の事業	0		
定款第5条(2)の事業	1,250,000		
定款第5条(3)の事業	1,000,000		
定款第5条(4)の事業	210,000		
定款第5条(5)の事業	1,000,000		
定款第5条(6)の事業	0		
定款第5条(7)の事業	0	3,460,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			17,560,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,400,000		
法定福利費	375,000		
人件費計	2,775,000		
(2) その他経費			
検査費用	2,200,000		
開発費用	10,000,000		
印刷製本費	120,000		
会議費	120,000		
旅費交通費	240,000		
通信運搬費	120,000		
雑費	240,000		
その他経費計	13,040,000		
事業費計		15,815,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000		
給料手当			
法定福利費	480,000		
人件費計	2,880,000		
(2) その他経費			
諸謝金			
印刷製本費			
会議費	60,000		
旅費交通費	120,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	120,000		
水道光熱費	60,000		
賃借料			
保険料	100,000		
租税公課	80,000		
雑費	60,000		
その他経費計	720,000		
管理費計		3,600,000	
経常費用計			19,415,000
当期正味財産増減額			△ 1,855,000
前期繰越正味財産額			47,752,961
次期繰越正味財産額			45,897,961

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	100,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金			
4. 事業収益			
定款第5条(1)の事業	0		
定款第5条(2)の事業	1,980,000		
定款第5条(3)の事業	1,980,000		
定款第5条(4)の事業	720,000		
定款第5条(5)の事業	0		
定款第5条(6)の事業	2,000,000		
定款第5条(7)の事業	0	6,680,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			7,780,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	3,000,000		
法定福利費	450,000		
人件費計	3,450,000		
(2)その他経費			
検査費用			
印刷製本費	120,000		
会議費	120,000		
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	120,000		
雑費	110,000		
その他経費計	770,000		
事業費計		4,220,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	2,400,000		
給料手当			
法定福利費	480,000		
人件費計	2,880,000		
(2)その他経費			
諸謝金			
印刷製本費			
会議費	60,000		
旅費交通費	120,000		
通信運搬費	80,000		
消耗品費	120,000		
水道光熱費	60,000		
賃借料			
保険料	80,000		
租税公課	80,000		
雑費	60,000		
その他経費計	660,000		
管理費計		3,540,000	
経常費用計			7,760,000
当期正味財産増減額			20,000
前期繰越正味財産額			45,897,961
次期繰越正味財産額			45,917,961